
第6章 計画の推進体制とフォローアップ

第6章 計画の推進体制とフォローアップ

1. 計画を推進する住民組織の整備

(1) 地域振興協議会の役割と自治会等

本計画の策定過程において、住民のみなさんの意見を反映させるために、地域振興協議会を通じて地域懇談会を開催し、本計画の基礎となる課題の抽出や住民のみなさんが取り組むことができる活動内容の整理をしていただきました。

本計画の推進にあたり、取り組む活動内容は、小学校区全体で取り組む内容から自治会単位、あるいは、グループやサークルで取り組むものなど様々であり、住民組織も多様な主体によって推進されることが考えられます。

活動内容を実行に移す際には、行政や他の機関、関係団体等との連携を必要とするものも数多く見られます。自治会での活動やグループ・サークルによる活動を推進するためには、こうした組織との連携が重要になります。従って、地域振興協議会はこうした様々な活動を支援する窓口としての機能を持つことが重要になると考えられます。また、この窓口機能と行政の窓口がしっかり連携することにより、計画の実施をフォローすることが求められます。

(2) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置づけられています。本計画策定の過程においても、地域懇談会で住民の方とともに議論に参加していただきました。住民のみなさんからの活動提案に対して、具体的な活動に取り組む際には、その経験とノウハウを活かして効果的な活動となるように支援することが期待されます。

(3) 民生委員・児童委員の役割

地域懇談会での検討に際しては、多くの民生委員・児童委員の方の参加と協力をさせていただきました。ここで検討された課題の1つに、一人暮らし高齢者や障害者の方、一般の住民の『顔が見えない』といったことによる住民活動の低下への懸念がありました。さらに、民生委員・児童委員の方による地域住民の生活状態の把握や福祉サービスの情報提供を求める声も多く、本計画の具体化に向けて、その活動の重要な担い手としての役割も期待されているところです。

今後は民生委員・児童委員には、地域住民の福祉の増進を図る地域活動の担い手の一人として、地域住民の身近な相談窓口等への活動の強化が求められると考えられ、これに対応するため、増員等の検討も含めた委員の充実への取り組みが重要となります。

(4) 社会福祉法人等の役割

地域懇談会においては、具体的な取り組みの例を検討していただきました。活動を具体化するにあたり、社会福祉法人の運営する施設を訪問することや、勉強会等への講師の派遣といった提案もなされています。こうしたことから、本計画の趣旨を社会福祉法人等へ周知し協力を要請することも、本計画の推進の重要な課題であると考えられます。

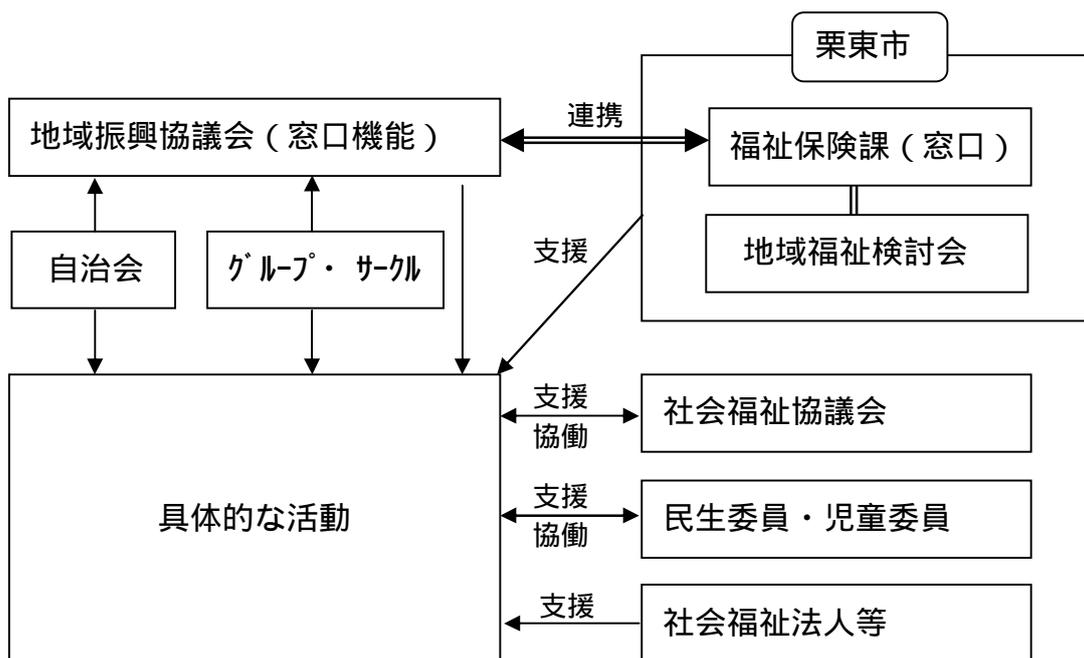
2. 行政の支援体制の整備

(1) 行政における窓口の明確化

住民組織の整備でも触れているように、活動の窓口機能を地域振興協議会に求める一方、行政においても住民からの相談や調整に対応する窓口の明確化が求められています。本計画策定にあたり、健康福祉部福祉保険課が事務局としてとりまとめを行うとともに地域振興協議会とのパイプ役としても機能しています。当面は、福祉保険課が窓口機能を果たすこととなりますが、将来的にも、本計画の推進を見守る窓口については、明確にすることとしています。

(2) 庁内の横断的な組織の設置

本計画に基づく住民活動を行政として支援していくためには、各課横断的な組織が必要となります。本計画の策定過程においては、庁内に「地域福祉検討会」を設置し、計画の立案や各課の調整にあたりました。当面は、「地域福祉検討会」を存続し庁内の調整機能を果たすこととしますが、将来的にも、本計画の推進支援に必要となる庁内調整の横断的な組織を継続することとしています。



3 . 計画推進のフォローアップ

(1) 計画推進の流れ

本計画では、それぞれの小学校区において課題に対する目標と取り組む活動内容、さらには優先順についても示していますが、具体的にどの活動内容をどの様な方法でどの時期に実施するかなどについては、今後の検討課題となっています。従って、本計画に基づいた実施計画が必要になると考えられます。自治会やグループ・サークル等で独自に実施できるものもありますが、組織的な取り組みをしようとする場合は、地域振興協議会等でなんらかの計画を立案する必要があると考えられます。また、その際、行政としての支援体制についても今後検討していく必要があります。

本計画に基づく実施計画の期間については、特に定めておりませんが、1年から3年程度の範囲で策定することが考えられます。なお、本計画の期間は5年で、3年で見直すこととしております。

現時点で想定される計画推進の流れとしては、地域振興協議会による実施計画の立案に始まり、行政との協議、関係機関・団体等との調整を踏まえて実施計画とし、活動に移すというプロセスを想定しています。

(2) 行政のフォローアップ

行政は、実施計画の立案に際して、関係機関や団体との調整など必要に応じて支援することとしています。また、具体的な活動内容に対して、行政として可能な支援内容について庁内で検討し、活動を支援することとしています。

